

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは70.8%～

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署が、平成29年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、全国の労働局や労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

平成29年監督指導・送検の概要

■労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した5,966事業場（実習実施者）のうち4,226事業場（70.8%）。

■主な違反事項は、(1)労働時間（26.2%）、(2)使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.7%）、(3)割増賃金の支払（15.8%）の順に多かった。

■重大・悪質な労働基準関係法

令違反により送検したのは34件。

全国の労働局や労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働

条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応してまいります。



※<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212372.html>

石綿肺がん不支給を自庁取消 大阪●ブロック工、周囲で石綿吹き付け等

岡山出身の被災者は、1955年に大阪に出てきて、ブロック工として50年以上働いてきた。1975年頃までは大阪市内の建設会社で就労し、その後郷里に戻って5年ほど勤めた後に自営に転じている。1976年に肺がんを発症し、手術を経て現在も療養中であるが、療養補償給付の請求をしたものの不支給とされた。

現場作業の実態は

大阪にいた頃は、主に大阪市内の2社で就労しており、いずれも現在は存在しない。しかし、最後に石綿に曝露したのは西成区の建設会社に在籍していたときであると主張したことにより、所轄は大阪南労働基準監督署となった。本人の主張は非常にわかりやすい。聴取書には、「大阪では、大阪市鶴見区の川野ブロックに勤めました。川野ブロックで

一緒に仕事をしていた『田中三郎』が独立して田中組を始めましたので、田中組にも雇われ、川野ブロックと田中組の仕事を行ったり来たり、1976年3月に岡山に戻るまでの20年間、ブロック積みの仕事をしていました。最後の方は、田中組の仕事ばかりでした」「川野ブロックや田中組では、地下鉄、万博、ボウリング場等の建設現場の仕事をしました。地下鉄は線路脇のブロックを積んでいました。ボウリング場では、仕切りやトイレのブロックを積んでいました。ボウリング場では、私がブロックを積んでいる横で、足場に乗って天井にアスベストを吹付けている職人がいました。当時は、アスベストとはわからず、綿みたいなもの吹き付けているなあと思っていました」などと詳細に当時の現場の状況が述べられている。

一方、岡山に戻ってからの作

業については「私の仕事内容は、大阪の頃と変わっていませんが、現場のまわりが違い、大阪のときのようにアスベストを使っていることはありませんでした」とだけ記されている。「現場のまわりが違い」ということはどういうことかと尋ねると、大阪時代は同じ場所で様々な作業が同時並行で施行されていたが、岡山では作業スケジュールどおり業者が順番に入場して作業をするため、ブロック積みをしている隣で吹き付け作業が行われるようなことはなかったらしい。本人の感覚では、「大阪時代の現場は、ほこりで目の前が見えなくなるくらい、汚い環境だった」が、岡山に戻ってきからはそれほどほこりにまみれていない、というのである。

しかし、フロアの間仕切りを施工する作業と、天井への吹き付けとどちらが先に行われるだろうか。先に吹き付けが施されている場合は、ブロック積み作業中に作業に邪魔な吹き付けを手でぬぐうことがあったらうし、吹き付け後の現場にはアスベスト粉じんもまだ舞っているだろう。逆にブロック積み後に吹き付けが施される場合は、作業の修正や上階にある次の作業現場へ向かう途中に吹き付け中の現場を通ることもあるのではないだろうか。また、吹き付けだけではなく、建材の切断や壁、天井の施工をしている側を通ったり、近くで作業をしたりすることもあるのではないだろうか。

被災者が働いていた証拠

不支給にいたるまでの資料を

見ると、川野ブロック、田中組はすでになく、事業主も他界しているが、監督署は戸籍の附票から親族をたどり、それぞれの親族に聴取りを行ない、当時覚えていることの中から被災者に関する情報をなんとか引き出そうとしている。また、玉出の商店街に店を構えている卵屋の息子で「かわはら」という名前の同僚がいた、という被災者からの情報を元に、大阪市西成区界隈を捜査し、卵屋を突き止め、電話聴取もしている。7月末から9月の初めの暑い盛りに自らの足で該当地域を歩き、精力的に近所へ聞き込みを行ない、被災者が働いていた痕跡を探索したことがわかる。

この結果、被災者が提供する事業場の場所、事業主が最後に住んでいた住所、家族関係、同僚の実家等、すべて正確な情報であったが、それでも聴取先からは被災者に関する情報が一切出てこなかったため、「連絡をとるも、請求人を知るものはおらず、請求人の就労の事実を明確にすることはできなかった」ことにより、「原発性の肺がんの発症及び胸膜プラークの所見が認められるものの、客観的な石綿曝露作業の従事歴が認められないため、認定要件を満たさない」と判断され、不支給となった。

本件は審査請求まで行っており、審査官は岡山での就職先関係者に聴取をしている。そして、被災者が「1976年頃に入社し、約4～5年在籍していたのは間違いないと思う。その当時の作業内容は、鉄骨にアスベストかど

うか不明であるが、噴霧作業前か、吹付けられた建設現場で、ブロックの積み上げ作業に従事していた」との情報を得ている。つまり、客観的な石綿曝露作業に関する情報が入手できたのであるが、審査官は、「監督署職員の調査によっても、客観的な石綿曝露作業の従事歴の証言又は資料等が得られなかったものであり、請求人の申立以外に、石綿曝露作業を裏付けるものは認められない」と結論付け、請求は棄却された。

吹き付け施行の証拠を提出

相談を受けたのは再審査請求期限が過ぎた後であったため、取消処分を求めて訴訟を提起せざるを得なかったが、被災者は休業補償給付を請求してなかったため、遅ればせながら請求した。また、取消訴訟の中で、被災者が岡山時代に入場した作業現場を具体的に提示し、そこにアスベストの吹き付けが施されていることまで明らかにしたことを休業補償請求でも活用した。このとき活用した資料は神奈川県労働職業病センターの鈴木江郎さんが作成した全国の「吹き付け石綿除去工事計画届」一覧である。除去作業が行われる以上、吹き付けの施工があった事実を示すことになる。併せてその現場の施工図まで取り寄せて訴訟では証拠として提出した。

これらの資料は監督署でも入手できるものであり、原処分段階で、被災者がいう「岡山に戻ってからは石綿曝露なし」という申立

を字句どおり受け止めて調査を怠ったのは意外である。多くの被災者は石綿疾患に罹患した場合、あるひとつの現場での石綿曝露が原因ではないかと考える。それらの現場は、目の前が見えないくらいのほこりが舞い、腕や首の周りがチクチクする環境であり、五感で石綿曝露を認識

することができる。このような派手にほこりにまみれる現場以外は、被災者の意識から閉め出されてしまうだろう。大阪の監督署であれば、正確に被災者から現場情報を引き出し、最終粉じん事業場を見つけてもらいたいもの 

(関西労働者安全センター)

45.1%で違法な時間外労働

厚労省●長時間労働疑い事業場監督指導

2018年8月7日厚生労働省発表
長時間労働が疑われる事業場
に対する監督指導結果を
公表します

厚生労働省では、このたび、平成29年度に、長時間労働が疑われる25,676事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった25,676事業場のうち、11,592事業場(45.1%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間

外・休日労働が認められた事業場は、8,592事業場(違法な時間外労働があったものの74.1%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【平成29年4月から平成30年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場：25,676事業場
このうち、18,061事業場(全体の70.3%)で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - ① 違法な時間外労働があったもの：11,592事業場(45.1%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：8,592事業場(74.1%)

うち、月100時間を超えるもの：5,960事業場(51.4%)

うち、月150時間を超えるもの：1,355事業場(11.7%)

うち、月200時間を超えるもの：264事業場(2.3%)

② 賃金不払残業があったもの：1,868事業場(7.3%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：1,102事業場(59.0%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773事業場(10.8%)

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986事業場(81.7%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：13,658事業場(65.1%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499事業場(17.5%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：1,878事業場(41.7%)

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が